

## ◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

### ◎対象となる人

次の2点に該当する人

① 平成21年から令和3年12月末までに住宅に入居し、所得税における住宅ローン控除の適用を受けた人

※ 所得税における特定増改築等（バリアフリー改修工事・省エネ改修工事）に係る住宅ローン控除を受けた人については、市・県民税における住宅ローン控除は適用されません

② 所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除がある人

なお、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに、消費税10%で取得した住宅へ同期間中に入居した人については、控除対象期間が3年間延長されます。

### ◎控除額

次の1と2のいずれか小さい額

控除額	
1	所得税における住宅ローン控除可能額 - 住宅ローン控除適用前の所得税額
2	【平成26年3月31日までに入居した人】 所得税の課税総所得金額等の <b>5%</b> （97,500円を限度）
	【平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居した人で、特定取得に該当する場合】 所得税の課税総所得金額等の <b>7%</b> （136,500円を限度）

### ◎手続きの方法

税務署で確定申告をするか、勤務先での年末調整で所得税の住宅ローン控除を申請します

※初めて申告するとき（1年目）は必ず税務署での確定申告が必要です

2年目以降は勤務先での年末調整が可能です（別途市への申告は必要ありません）

### ◎その他の注意点

《平成30年度まで》

市・県民税の納税通知書（※）が届いた後に住宅ローン控除の適用に関する所得税の手続き（確定申告書・修正申告書の提出や給与支払報告書の再提出等）をした場合は、その年度の市・県民税の住宅ローン控除の適用は受けられません

※納税通知書とは下記の2つのものを指し、市・県民税の納付方法によって区分されます

市・県民税を特別徴収（給与天引き）によって納付する人

毎年**5月上旬**に送付する「特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」

市・県民税を普通徴収（納付書・口座振替）によって納付する人

毎年**6月上旬**に送付する「伊万里市集合徴収納税通知書」

《平成31年度から》

市・県民税において納税通知書が送達された後に、所得税において還付申告などにより控除が適用される場合には、市・県民税においても控除が適用されます。